

山口市U J I ターン者移転費用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口県外居住者のU J I ターンによる市内事業所への就職及び第一次産業への就労を促進するとともに、U J I ターン者の定住をもって地域の活性化を図ることを目的として交付する、山口市U J I ターン者移転費用補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)U J I ターン者 山口県外に居住し、本市に転入した者をいう。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学等を卒業した直後に就職し、本市に転入したものは対象外とする。
- (2)しごと応援サイト 本市が設置、運営する「やまぐちしごと応援サイト」をいう。
- (3)事業者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）の適用を受けており、本市に本社又は本店を有する法人事業者、本市に住所を有する個人事業者又は本市との間で事業所の設置に係る協定を締結した事業者をいう。
- (4)一般常用雇用者 1週間の所定労働時間が30時間以上の雇用保険被保険者であり、かつ、期間の定めなく雇用される者をいう。
- (5)第一次産業 農業、林業及び水産業をいう。
- (6)就労 雇用又は自営により仕事に就くことをいう。
- (7)農山村エリア 本市の市域のうち、徳地地域、阿東地域、仁保地域、小鯖地域、陶地域、鑄銭司地域、名田島地域、秋穂二島地域及び秋穂地域をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げるいずれかの要件に該当する者とする。

- (1)U J I ターン者のうち、本市へ転入後90日が経過するまでにしごと応援サイトに登録されている事業者又は農山村エリアの事業者一般常用雇用者として雇用された者であって、雇用されてから3か月以上本市に定住し、かつ、継続して雇用されている者
- (2)U J I ターン者のうち、しごと応援サイトに登録されている事業者又は農山村エリアの事業者一般常用雇用者として雇用された者で、雇用された日から14日以内に本市へ転入した者であって、雇用されてから3か月以上本市に定住し、かつ、継続して雇用されている者
- (3)U J I ターン者のうち、本市へ転入後90日が経過するまでに本市で第一次産業に就労した者であって、就労してから3か月以上本市に定住し、かつ、本市で就労を継続する意思のある者
- (4)U J I ターン者のうち、本市で第一次産業に就労した者で、就労した日から14日以内に本市へ転入したものであって、就労から3か月以上本市に定住し、かつ、本市で就労を継続する意思のある者

2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象者から除く。

- (1) 市税に滞納のある者
- (2) 山口市わくわく移住支援補助金の交付を受けている又は受ける予定の者
- (3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に定める被保護者
- (4) 他の公的制度により、本補助金と費目が重複する補助を受けている者
（補助対象経費）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う次に掲げる費用とする。

- (1) 家財道具の運搬のため引越業者又は作業を依頼した者等に支払った費用
- (2) 家財道具の運搬のため利用した車両等のリース費用
- (3) 家財道具の運搬のため利用したリース車両等の燃料費
- (4) U J I ターン者の移転先までの移動に係る交通費（山口市職員等の旅費に関する条例及び山口市職員等の旅費に関する条例施行規則を準用し、その額をもって補助対象経費の上限とする。）

（補助金額）

第 5 条 補助金額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の規定により算出して得た額に 1, 0 0 0 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

（補助金交付の申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、雇用又は就労の開始の日から 3 か月が経過する日の翌日から起算して 6 0 日以内又は交付申請を行う年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日までに、山口市 U J I ターン者移転費用補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「交付申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費の明細書（様式第 2 号）
- (2) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し
- (3) 住民票の写し（世帯全員のもので、就業開始日又は開業日から 3 月が経過する翌日以降に交付されたもの）
- (4) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）の写し又は開業届の写し
- (5) 就業証明書（様式第 3 号）（雇用の場合のみ）
- (6) 本市が発行する滞納の無いことの証明書
- (7) その他市長が特に必要と認める書類

（補助金交付の決定等）

第 7 条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するとともに補助金を交付すべきものと認めたときは補助金の額を確定し、山口市 U J I ターン者移転費用補助金交付決定兼確定通知書（様式第 4 号）又は山口市 U J I ターン者移転費用補助金不交付決定通知書（様式第 5 号）により交付申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の規定による交付決定通知書を受けた交付申請者（以下「交付決定者」という。）は、30日以内に山口市UJIターン者移転費用補助金請求書（様式第6号）により市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、交付決定者から前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請をしたとき。
- (4) 市長の指導等に従わないとき。
- (5) その他この要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、当該交付決定者に対し、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

令和6年3月31日以前に、山口市若年UJIターン者人材確保支援補助金交付要綱（令和6年3月31日廃止）第8条の規定により認定された登録事業者に一般常用雇用者として雇用された者については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表(第5条関係)

補助対象者の状況	補助率	補助上限額
補助対象者が45歳未満、15歳未満の者の扶養者、又は農山村エリアに転入した場合	2/3	20万円
上記以外の場合	1/2	20万円

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

(宛先)山口市長

申請者 住 所:山口市

ふりがな
氏 名: (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

生年月日: 年 月 日(満 歳)

電話番号: (自宅・勤務先・携帯)

山口市UJIターン者移転費用補助金交付申請書

山口市UJIターン者移転費用補助金交付要綱第6条の規定に基づき補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

補助対象経費の額	円
補助金交付申請額	円(千円未満の端数切捨て)
転入の状況	(転入前の住所地) 都道 市区 府県 町村
	(本市への転入年月日) 年 月 日
事業者名 (雇用の場合のみ)	(勤務する事業者名)
事業所の所在地 (雇用の場合のみ)	山口市
雇用開始日 又は就労開始日	(一般常用雇用者として雇用された年月日又は就労開始日) 年 月 日
他補助制度の交付(予定) (内容を確認して□にチェックを入れてください。)	<input type="checkbox"/> 私は山口市わくわく移住支援補助金又は他の公的制度により、本補助金と費目が重複する補助を受けていません(受ける予定がありません)。

添付書類 (添付書類を確認して□にチェックを入れて提出してください。)	<input type="checkbox"/> 補助対象経費の明細書(様式第2号) <input type="checkbox"/> 補助対象経費の支払いを証する書類の写し <input type="checkbox"/> 住民票の写し(世帯全員のもので、雇用開始日又は就労開始日から3か月が経過する翌日以降に交付されたもの) <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用)の写し(雇用の場合のみ) <input type="checkbox"/> 就業証明書(様式第3号)(雇用の場合のみ) <input type="checkbox"/> 雇用条件を明らかにする書類(労働契約書、労働条件通知書等の写し) <input type="checkbox"/> 雇用開始日から継続して雇用していることが分かる書類(賃金台帳等の写し) <input type="checkbox"/> 本市が発行する「滞納の無いことの証明書」 <input type="checkbox"/> その他市長が特に必要と認める書類()
--	--

(宛先)山口市長

申請者 住 所:山口市

ふりがな
氏 名: (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

生年月日: 年 月 日(満 歳)

電話番号: (自宅・勤務先・携帯)

補助対象経費の明細書

補助対象経費の明細

区 分	支払金額(円)
家財道具の運搬のため引越業者又は作業を依頼した者等に支払った費用	円
家財道具の運搬のため利用した車両等のリース費用	円
家財道具の運搬のため利用したリース車両等の燃料費	円
UJIターン者の移転先までの移動に係る交通費 公共交通機関での使用区間 (~)	円
計(補助対象経費の額)	円

補助率及び補助上限額は下表のとおり

補助対象者の状況	補助率	補助上限額
補助対象者が 45 歳未満、15 歳未満の者の 扶養者、又は農山村エリアに転入した場合	2/3	20 万円
上記以外の場合	1/2	20 万円

就 業 証 明 書

就 業 者 氏 名	
雇 用 保 険 被 保 険 者 番 号	
生 年 月 日	年 月 日 生 (満 歳)
就 業 者 住 所	山 口 市
就 業 年 月 日	年 月 日 から 現 在 も 就 業 中
雇 用 形 態	雇用期間に定めのない、1週間の所定労働時間が30時間を 超える常用雇用者
<p>(宛先)山口市長</p> <p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;"> 事業者所在地: 事業者名: 代表者名: (※) 電話番号: (雇用保険適用事業所番号 - -) (※)法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。 </p>	

※添付書類

- ①雇用条件を明らかにする書類(労働契約書、労働条件通知書等の写し)
- ②雇用開始日から継続して雇用していることが分かる書類(賃金台帳等の写し)

様式第4号(第7条関係)

第 号
年 月 日

<宛名>

山口市長

山口市UJIターン者移転費用補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった山口市UJIターン者移転費用補助金について、交付を決定し、額を確定したので、山口市UJIターン者移転費用補助金交付要綱第7条の規定に基づき通知します。

記

補助金交付確定額

円

様式第5号(第7条関係)

第 号
年 月 日

<宛名>

山口市長

山口市UJIターン者移転費用補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山口市UJIターン者移転費用補助金については、下記のとおり不交付の決定をしたので、山口市UJIターン者移転費用補助金交付要綱第7条の規定に基づき通知します。

記

不交付の理由

(宛先)山口市長

申請者

住 所:山口市

氏 名:

山口市UJIターン者移転費用補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた山口市UJIターン者移転費用補助金について、山口市UJIターン者移転費用補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付確定額 金 円

2 請求額 金 円

3 口座振替金融機関

金融機関	銀行・金庫 農協 ()								支店 ()	
預金種別	普・当・()	口座番号								
(ふりがな) 名義人										